

# 地 域 再 生 計 画

## 1 . 地域再生計画の名称

林業の活性化による農山村地域再生計画

## 2 . 地域再生計画の作成主体の名称

佐賀県、鳥栖市

## 3 . 地域再生計画の区域

鳥栖市の全域

## 4 . 地域再生計画の目標

鳥栖市は佐賀県の東端に位置し、北には緑豊かな九千部の山々があり、南は満々と水をたたえる筑後川が流れ、その間にはなだらかな丘陵地帯が広がっている都市で、人口約 64,000 人（平成 17 年 4 月現在）、面積 7,173ha であります。このうち森林面積は 2,379ha と、全体面積の 33% を占めており、経済林としての活用や山地災害防止に必要な間伐などの手入れを要する森林が多い地域となっております。このことからわかるように、鳥栖市は自然環境と都市生活が共生するまちである点の一つの特徴であり、鳥栖市では主要産業の一つとして林業を重視するとともに、快適な市民生活のための環境作りという観点からも、水源のかん養、土砂災害の防止、さらに二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化防止のほか、野生鳥獣の生育の場、人々の心の安らぎの場の提供など、森林がもつ重要かつ多様な機能の持続を図ってきたところです。

しかし、現在の鳥栖市内の山間部においては、到達さえ困難な場所が数多く存在し、森林の多様な機能を持続させるために必要な除間伐、枝打ちの実施も伸び悩んでいる状況です。また、山間部と都市部をつなぐ道路ネットワークにおいては、山間部で伐採した木材を佐賀方面に運搬する主要道が一部市街を通り、一般車両とともに渋滞の要因となり、大型車両等がその区間を避けるため市道へ流入することが、市民の生活環境に影響を及ぼしています。

鳥栖市では、こうした課題を改善するための取り組みとして、当該基幹林道である九千部山横断線を核とした既設林道との効率的な道路網を整備して、奥地森林地帯の森林整備はもとより、地域林業への基盤整備を行いたいと考えています。また、間伐などの森林整備事業補助金の活用や市施行の森林基幹道沿線環境整備事業を合わせて計画することにより、森林組合等を側面から支援するなど総合的に林業・林産業を活性化させ、農山村地域が再生することを目指します。

さらに林業・林産業が活性化するための森林基幹道整備、道路整備が九州自然歩道・市民の森・御手洗の滝、勝尾城遺跡群及び朝日山公園の観光資源を結ぶことにより、鳥

栖市の目指す街づくりでもある「笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市（まち）」にも一役を担うものと考えています。

（目標１）林道の振興と森林整備の促進

林道の利用区域（679ha 802ha）123ha 増

森林施業可能区域（78ha 197ha）119ha 増

（目標２）道路整備による沿線住民の生活環境の改善

振動レベル（63.7dB 50.0dB）21.5%減少

## 5．目標を達成するために行う事業

### （５－１）全体の概要

森林基幹道「九千部山横断線」は、佐賀県東部地域森林計画（平成13年4月1日～平成23年3月31日）により林野庁から承認されております。また、市道「轟木・村田線」は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定する路線として、昭和61年12月22日に鳥栖市議会において認定されております。

目標を達成するために、九千部山横断線の開設を行うことにより、林業作業の効率化、木材の安定供給、良質材の確保に必要な間伐等の森林施業、森林整備を促進することはもちろん地区間の連絡道路として、森林の総合的な活用を図ります。

また、市道轟木・村田線の一部区間において道路整備をすることにより、車両による振動の抑制を図り、一般交通は基より林産業も利用するバイパス路線としての活用及び沿線住民の生活環境の改善にも総合的な効果向上を図ります。

### （５－２）法第4章の特別の措置を適用して行う事業

#### 道整備交付金を活用する事業

##### [施設の種類（事業区域）]

- ・ 林道（鳥栖市）
- ・ 市道（鳥栖市）

##### [事業主体]

- ・ 佐賀県
- ・ 鳥栖市

##### [事業期間]

- ・ 林道（平成17～21年度）
- ・ 市道（平成19～21年度）

##### [整備量]

- ・ 林道 1.5km
- ・ 市道 0.9km

## **[事業費]**

- ・ 総事業費 14 億  
    林道 13 億 3 千万円（うち交付金 6 億 6 千 5 百万円）  
    市道 7 千万円（うち交付金 3 千 5 百万円）

### **( 5 - 3 ) その他の事業**

地域再生法による道整備交付金を活用するほか、「林業の活性化による農山村地域の再生」を達成するため、森林組合や沿線森林所有者に側面から支援するための以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ・ 森林整備事業補助金を活用する事業（施業の促進）
- ・ 森林基幹道沿線環境整備事業（水土保全機能回復及び林内環境整備）

## **6 . 計画期間**

平成 17 年度～21 年度

## **7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

林道の振興と森林整備の促進については、計画終了後、森林施業可能区域の拡大について佐賀県公共事業評価監視委員会において達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

道路整備による沿線住民の生活環境の改善については、計画終了後、当該路線の事前調査（道路交通振動測定）と同様の調査を行い、目標値である振動レベル（測定値）の達成状況を評価し、生活環境の改善すべき事項がある場合はその検討等を行うこととする。

## **8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項**

特になし